

いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する
重大事態に関する調査報告書の公表について
(公表ガイドライン)

令和4年4月25日
(令和6年3月19日改訂)

岐阜県教育委員会

1	公表ガイドラインについて	1
2	公表についての基本姿勢と意義・弊害	1
	(1) 基本姿勢	1
	(2) 意義（目的）と弊害	1
	(3) 岐阜県教育委員会の方針について	2
3	関係者に対する意向確認	2
	(1) 被害者側	2
	(2) 加害者側	3
4	公表する場合の公表の仕方及び内容について	3
	(1) 公表方法について	3
	(2) 公表資料について	3
	(3) 個人情報の取り扱いについて	3
	ア 個人情報保護の考え方	3
	イ 一般人基準と特定人基準	4
	(4) 公表する期間	4
	(参考) 概要版の例	5

1 公表ガイドラインについて

このガイドラインは、岐阜県教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめ被害を訴えた児童生徒及びその保護者等（以下「被害者側」という。）に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。

岐阜県教育委員会は、このガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に検討してまいります。

2 公表についての基本姿勢と意義・弊害

(1) 基本姿勢

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断すること」とした上で、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」としています。

(2) 意義（目的）と弊害

公表の意義（目的）としては、次の点などが考えられます。

- ① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、県民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- ② 県民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ③ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- ④ 第三者機関である審議会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと

また、公表することによる関係当事者への弊害としては、次のような点などが懸念されます。

- ① 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定されたり人間関係の状況等を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること
- ② 当該児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となること
- ③ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害すること
- ④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること

(3) 岐阜県教育委員会の方針について

岐阜県教育委員会は、被害者側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表します。

なお、被害者側の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切であると考えられることから、被害者側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。

3 関係者に対する意向確認

(1) 被害者側

ガイドラインにも、「調査結果を公表する場合には、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと」とあるように、被害者側には、公表について意義・弊害、岐阜県教育委員会の方針、公表の意向を確認します。

「いじめ」は児童生徒自身の身近な問題であることから、保護者等の意向だけでなく、被害児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認します。なお、確認にあたっては、どちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とする旨をあらかじめお伝えします。

(2) いじめたとされる児童生徒及びその保護者等（以下「加害者側」という。）

ガイドラインには、調査結果を公表する場合における加害者側への説明についての言及はありません。いじめの具体的内容は、被害者側の情報であると同時に、加害者側の情報という側面もありますが、公表に際し、加害者側の同意を得ることは行いません。但し、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが、加害児童生徒やその他の関係児童生徒の学校生活や、学校が行う加害児童生徒等への支援や指導に支障をきたすことが無いよう配慮します。

4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

ガイドラインにも「公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。」とあるように、被害者側に公表の仕方及び公表内容について丁寧に説明・確認し、了解を得た上で公表をします。

ただし、被害児童生徒・保護者の希望により、調査の実施自体を外部に対して明らかにしないまま重大事態の調査を行った場合や、被害児童生徒・保護者が詳細な調査を望まなかった場合などは、公表できないことがあります。

(1) 公表方法について

「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことをいい、県教育委員会公式ホームページへの掲載により公表します。

(2) 公表資料について

調査報告書の概要をまとめたもの（以下「概要版」という。）を別に作成し、概要版を公表資料とします。

(3) 個人情報の取り扱いについて

ア 個人情報保護の考え方

公表資料における個人情報保護についての考え方については、ガイドラインで、各地方自治体の情報公開条例等に従うこととしています。具体的には、岐阜県情報公開条例第6条第1号で、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、

公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は、原則として非開示とする旨規定しています。

イ 一般人基準と特定人基準

一般人が個人識別できる基準で情報を非開示とする考え方を「一般人基準」と言います。一方、一般人では個人識別ができないものの、特定の関係者であれば個人識別の可能性がある情報も非開示とする考え方が「特定人基準（関係者基準）」です。

いじめ調査の公表は、当該児童生徒にとっては地域社会の生活を超えて広く大衆の目を向けられることとなります。また、一旦、メディアやネットワークに載ると、出版やインターネットの記録として、永久に残っていくことになり、社会の様々な立場の者から関心を持たれることにつながります。

このような懸念から、概要版の記載内容は、「特定人基準」を勘案しますが、公表の目的に資するよう、公表の範囲が限定的なものにならないよう留意し検討します。

(4) 公表する期間

公表期間は、6カ月を基本としますが、公表中に、被害者側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとします。また、時間の経過とともに、当初は非公表を望む意向に変化が生じることも考えられますが、一旦、公表の有無を決定した後の再検討は、原則として行いません。

(参考) 概要版の例

○ 事案の概要、いじめの有無については客観的事実のみを記載

県立学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（概要版）

第1 事案の概要

（略）〇〇、〇〇、〇〇の分野からなる〇人の委員で構成された〇〇（調査主体）にて審議した。調査期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までである。

第2 いじめの定義等

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条第1項に定義する「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものであり、

- i 当該生徒と他の生徒の間の事象であること
- ii 当該生徒に対する他の生徒の行為があること
- iii 当該生徒が心身の苦痛を感じていること

の3つの要件からなる。

本事案における当該生徒に対する加害生徒の行為について、前述の法の定義等に基づき、いじめに該当するかを検討した。

第3 いじめの有無

第4 〇〇〇〇〇〇について

第5 〇〇〇〇〇〇について

第6 〇〇〇〇〇〇について

第7 〇〇〇〇〇〇について